

利根町告示第52号

平成21年第2回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年6月2日

利根町長 井原正光

1. 招集の日 平成21年6月5日
2. 招集の場所 利根町議会議場

平成 2 1 年第 2 回利根町議会定例会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	6. 5	金	本 会 議	開会 提出議案説明・報告	午前10時
2	6. 6	土	休 会	議案調査	
3	6. 7	日	休 会	議案調査	
4	6. 8	月	本 会 議	一般質問（4人）	午前10時
5	6. 9	火	本 会 議	一般質問（4人）	午前10時
6	6. 10	水	休 会	議案調査	
7	6. 11	木	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成21年第2回  
利根町議会定例会会議録 第1号

平成21年6月5日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	今井利和君
2番	西村重之君	9番	五十嵐辰雄君
3番	白旗修君	10番	会田瑞穂君
4番	守谷貞明君	11番	飯田勲君
5番	高橋一男君	12番	岩佐康三君
6番	中野敬江司君	13番	高木博文君
7番	佐々木喜章君	14番	若泉昌寿君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課主幹	村田啓子君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	木村克美
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

## 1. 会議録署名議員

10番 五十嵐 辰 雄 君

11番 会 田 瑞 穂 君

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 1 号

平成21年6月5日（金曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第2号 平成20年度利根町一般会計継続費の繰越について
- 日程第4 報告第3号 平成20年度利根町一般会計繰越明許費について
- 日程第5 報告第4号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について
- 日程第6 議案第37号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第38号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第39号 利根町企業立地促進条例
- 日程第9 議案第40号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第41号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第42号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第43号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第44号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第45号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 休会の件

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長の選挙
- 追加日程第4 議席の一部変更
- 追加日程第5 議会運営委員の選任

- 日程第3 報告第2号
- 日程第4 報告第3号
- 日程第5 報告第4号
- 日程第6 議案第37号
- 日程第7 議案第38号
- 日程第8 議案第39号
- 日程第9 議案第40号
- 日程第10 議案第41号
- 日程第11 議案第42号
- 日程第12 議案第43号
- 日程第13 議案第44号
- 日程第14 議案第45号
- 日程第15 休会の件

---

午前10時00分開会

○議長（岩佐康三君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成21年第2回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩佐康三君） 監査委員から、平成21年2月分から4月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

次に、町長から議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長木村克美君。

〔議会事務局長木村克美君登壇〕

○議会事務局長（木村克美君） 今期定例会に、町長から議案が提出されましたので、ご報告申し上げます。

報告第2号 平成20年度利根町一般会計継続費の繰越について

報告第3号 平成20年度利根町一般会計繰越明許費について

報告第4号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について

議案第37号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第38号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第39号 利根町企業立地促進条例

議案第40号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第41号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第43号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第44号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）

以上で、報告を終わります。

○議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

○議長（岩佐康三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、

10番 五十嵐 辰 雄 君

11番 会 田 瑞 穂 君

を指名いたします。

---

○議長（岩佐康三君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの通算7日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの7日間に決定いたしました。

会期の内訳は、お手元に配付の会期日程のとおり行いたいと思っております。ご協力のほどお願いいたします。

---

○議長（岩佐康三君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） おはようございます。

平成21年第2回利根町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

提出議案の総括説明に先立ちまして、町政の一端を申し上げます。

初めに、昨今の国内の景気について申し上げますと、去る5月25日、政府は5月の月例経済報告で景気の状態について、景気は厳しい状況にあるものの、このところ悪化のテンポが緩やかになっていると報告し、急速な悪化という従来の見方をやや改善方向に見直し

ております。

この上向き方向での見直しは3年3カ月ぶりでございますが、景気がなお悪化しているとの認識には変わりなく、雇用情勢についてのコメントでは、急速に悪化しており厳しい状況にあると、判断を下方修正している状況でございます。

また、平成21年1月から3月期の実質国民総生産は、前期比で4%減少、四半期連続のマイナスとなり、昨年10月から12月期のマイナス3.8%を下回り、戦後最低の下げ幅を更新するなど、当面先行きにつきましても厳しい状況が続くと分析をしております。

こうした状況の中、政府は当面、景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長という3段階で経済政策を進める態度をとっており、当面景気対策を最優先で進めるため、総額75兆円程度の経済対策を着実に実行しようとしておるところでございます。

さらに政府は、経済危機対策を実施するため、過去最大規模となる13兆9,000億円の平成21年第1次補正予算を提出し、去る5月29日に成立を見たところでございます。この第1次補正予算の成立に伴いまして、当町においても今後想定される施策について申し上げてまいりたいと思っております。

政府は数々の政策を総動員し、国民の安心と活力の実現のため、経済危機を克服しようとしているわけでございます。その政策の中身でございますが、地域活性化に向けた二つの交付金制度を創設し、地方公共団体へ配慮した方策を立てています。

一つは地域活性化経済危機対策臨時交付金でございます。地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じる細やかな事業を実施できるように交付されるものでありまして、当町におきましては、地球温暖化対策として公立小中学校への太陽光発電の導入や、デジタルテレビの導入、そして安全・安心な交通空間の整備などを想定しているところでございます。

もう一つは、地域活性化公共投資臨時交付金でございます。公共事業の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調をあわせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分されるものでございます。

この対策事業につきましても、詳細が手元に届いていないので、具体的に申し上げることはできませんが、今後、わかり次第利活用できる事業を検討してまいりたいと考えております。

また、第1次補正予算には中長期的な成長を図るため、健康、長寿、子育て、低炭素革命などのプロジェクトのうち、特に緊急に実施すべき施策として子育て・教育支援策にかかわる経費が盛り込まれております。

この中で当町の住民の方にも該当が予定されるものとしたしまして、子育て応援特別手当の支給対象拡大がございまして、現在の不況下で子育て世代全体の個人所得が減少してい

ることにかんがみ、現在支給している子育て対応特別手当を、平成21年度に限り、第1子まで支給対象を拡大するものとされております。

現在支給されている子育て応援特別手当の対象支給児童の要件でございますが、18歳以下の子であって、かつ第2子以降の子が3歳から5歳の間にあるお子さんとされております。その支給対象児童が第1子まで拡大されることになるわけでございます。

また、昨年度の景気対策といたしまして、第2次補正予算で創設された定額給付金の申請状況につきまして申し上げます。

当町での支給申請の該当者数は6,619名でございますが、6月1日現在の申請者数でございますが、6,293名の方が申請済みでございます。また同時に、生活対策として制度化されました子育て応援特別手当につきましても、182名の該当者がございますが、5月末現在で172名の申請状況でございます。今後、申請されていない方に対しまして、できるだけ早い時期に申請をお願いするよう徹底を図ってまいります。

さて、当町においては、金融危機による景気後退の影響を受け、納税者の減少により町税が大幅に減収するなど厳しい状況のもと、暮らしに密着した平成21年度予算がスタートし、はや2カ月が経過いたしました。事業の見直しなど必要な経費の抑制に努め、特に子育て支援、健康づくり、教育環境で新たな取り組みなどを行うなど、より効果的で効率的な事業を展開したところでございます。今年度の新規施策や新たに拡充した事業を中心に、事業の進捗状況について申し上げます。

まず、安全で快適な住みよいまちづくりといたしまして、都市基盤、生活環境の整備充実を柱に4事業を展開しております。防火水槽の新設工事、地震ハザードマップの作成、小型動力ポンプの購入、高度処理型浄化槽設置整備事業補助金の支給等の事業でございます。

6月1日現在の進捗状況について申し上げますと、防火水槽の新設工事といたしましては、羽根野地区に1基、防火水槽を新設するものでございますが、5月に設計委託を発注したところでございます。

次に、地震の際の危険箇所の避難場所などを示した地震ハザードマップ作成、また老朽化した2分団、11分団、13分団の小型動力ポンプの買いかえにつきましては、これからの実施予定でございます。

また、高度処理型浄化槽設置整備事業の補助金でございますが、5月末現在、5人槽の申請が1件、7人槽が3件で計4件の申請が出ている状況でございます。

また、豊かな心と創造性あふれるまちづくりといたしまして、教育、文化、スポーツを柱に4事業を展開しております。小学校体育館の耐震補強工事、教育支援員の配置、中学校の維持補修工事、私立幼稚園就園奨励補助金支給の拡充がでございます。

まず、小学校体育館耐震補強工事でございますが、文小学校と文間小学校が対象で、既に4月に実施設計委託を発注しております。



次に、教育支援員の配置につきましては、4月から布川小学校に新たに教育支援員1名を配置いたしまして、特別な支援が必要な児童に対しまして個別支援を行い、学習や学校生活への適用を図っているところでございます。

次に、中学校の維持補修工事関係でございますが、教育環境の充実を図るため、教室の修繕工事などを予定しております。教室の修繕工事の時期でございますが、生徒の夏休みの期間を利用しての工事を予定しております。

次に、私立幼稚園就園補助金でございますが、幼稚園就園時の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育を一層普及させるため補助金の限度額を引き上げ、現在、申請手続を開始したところでございます。

次に、町民による明るいまちづくりといたしまして、4月1日から行政棟1階において旅券事務が開始されております。4月と5月の2カ月で136の方が申請され、118の方にパスポートを交付いたしました。

続きまして、安心して暮らせる人に優しいまちづくりにつきましては、福祉、保健、医療の充実を柱に、九つの事業を展開しております。

福祉関係では、第3子出産支援金の支給、いばらき3人っこ家庭応援事業、放課後児童対策の拡充がでございます。

まず、第3子出産支援金の支給でございますが、5月までに5の方が申請され、現在2の方に支援金を支給しております。

次に、いばらき3人っこ家庭応援事業でございますが、第3子以降、3歳未満の保育料を児童1人につき、月額5,000円を限度に助成するものでありますが、これにつきましては年度末の支給予定でございます。

続きまして、放課後児童対策の拡充につきましては、文小学校において4月から月2回土曜日も開設し、放課後児童クラブを利用できるよう利便性の向上に努めているところでございます。

4月、5月について開設をいたしましたが、4月11日、4月25日、午前の部は3人、あるいはまた2人、午後の部も同じようでございます。5月は5月9日、23日に開設いたしましたが、これは若干ふえておまして、午前の部が3人から5人、また午後の部は3人から4人という状況でございます。

次に、保健関係につきまして申し上げます。保健関係につきましては、妊婦健康診査助成の拡充、新型インフルエンザ対策がでございます。

まず、妊婦健康診査の助成の拡充でございますが、4月から母子健康手帳交付のときに、14回の妊婦健康診査助成券を交付しております。交付件数でございますが、5月末までに13件の助成券を交付しております。

また、新型インフルエンザ対策でございますが、臨時議会の冒頭でも申し上げましたが、4月28日に利根町新型インフルエンザ対策本部を設置し、5月16日の国内発生を受け、5

月19日には第2回目の対策会議を開催いたしましたところでございます。

これまでの取り組み状況でございますが、新型インフルエンザの情報に関するチラシの全戸配布、ホームページへの発生及び相談窓口案内の掲載、そして、利根町における新型インフルエンザ対策のお知らせのポスターを公共施設8カ所に掲示するとともに、手指消毒液を設置して、訪れる方々に使用していただいております。

次に、医療関係でございますが、入院自己負担医療給付助成、後期高齢者人間ドック健診助成、国保診療所の医師増員、そして、国民健康保険加入者個別健康診査がございます。

まず、入院自己負担医療給付助成でございますが、外来自己負担金助成を3歳から6歳まで拡大し、4月から実施しております。

また、国民健康保険加入者の個別健康診査につきましては、35歳から39歳に対象を拡大した方の健康診査につきまして、10月実施に向け、現在準備を進めております。

なお、後期高齢者人間ドック健診につきましても、75歳以上の後期高齢者医療の加入者に、3年に一度の人間ドック健診料の一部助成を開始しております。5月末現在でございますが、人間ドック10人、脳ドック5人に助成をしたところでございます。

また、国保診療所におきましては、4月から医師1名を増員し、地域医療の充実に努めているところでございます。

次に、活力に満ちた人の触れ合うまちづくりといたしましては、最重要課題である産業の振興を柱に3事業を展開しております。企業誘致の推進、地場産業の推進、利根北部地区の基盤整備でございます。

まず、企業誘致の推進につきましては、地域産業の活性化のため、産業用地を確保し企業誘致を推進していくため、今定例会に利根町企業立地促進条例案を議案として上程しているところでございます。

次に、地場産業の推進でございますが、利根町地場産業推進協議会におきまして、昨年でございますが、地産地消のキャラクター利根うめえもんを作成し、イベント等で当町の物産のPRを図ってきたところでございます。

また、昨年、第1回の利根町地場産業フェスティバルを開催いたしました。本年も引き続き第2回目となる利根町地場産業フェスティバルを開催し、当町の農業、商業、工業を町内外に広くPRしていきたいと考えます。

なお、秋ごろになると思いますが、東京都内にアンテナショップを設置し、物産品の紹介や観光情報の紹介等を通して利根町をPRし、当町のさらなる産業の振興に寄与できるよう努力してまいります。

次に、利根北部地区の基盤整備でございますが、平成21年4月1日付をもちまして、農林水産大臣及び茨城県知事から事業採択の通知をいただきました。平成22年秋の本格的な工事に向けて、まずは測量調査から実施してまいります。

以上、町政の近況につきまして申し上げましたが、こうした事業以外にもスーパー堤防、美浦栄線事業など重要な事業が多数ございますので、さらなる住民福祉の向上と町発展のために、議員の皆様方にもご協力をいただくようお願いを申し上げる次第でございます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、報告が3件、条例改正が3件、条例制定が1件、補正予算が5件の合計12件のご審議をお願いする次第でございます。

報告第2号は、平成20年度利根町一般会計継続費の繰越についてで、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

報告第3号は、平成20年度利根町一般会計繰越明許費についてで、報告第4号は、平成20年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてで、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

議案第37号は、利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例で、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正により、国に準じて職員の勤務時間等の規定等を改めたいので提案するものでございます。

議案第38号は、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び一般職の職員の給与に関する法律の改正により、国に準じて関係規定を改めたいので提案するものでございます。

議案第39号は、利根町企業立地促進条例で、町勢の発展に寄与することを目的に、本町への企業立地促進及び産業の振興、そして雇用の創出を図るため、町独自の奨励措置を講じたいので、条例を制定するものでございます。

議案第40号は、利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例で、茨城県医療福祉対策実施要領の改正に伴い、引用規定を改めたいので提案するものでございます。

議案第41号は、平成21年度利根町一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ1,546万8,000円を追加し、総額を48億1,453万9,000円とするものであります。歳入の主なものは県補助金で、歳出の主なものは農林水産費であります。

議案第42号は、平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ152万1,000円を追加し、総額を1億1,053万8,000円とするものでございます。

議案第43号は、平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出にそれぞれ250万円を追加し、総額を3億6,398万1,000円とするものでございます。

議案第44号は、平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出にそれぞれ50万円を追加し、総額を2億4,479万7,000円とするものでございます。

議案第45号は、平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）で、収益的収入及び支出の水道事業費用を59万9,000円追加し、総額を3億9,089万6,000円とするものでございます。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、何とぞ適切なるご判断を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岩佐康三君） 総括説明が終わりました。  
暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

---

午前10時38分開議

○議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（岩佐康三君） ただいま平成21年6月5日付をもちまして、私、岩佐康三は一身上の都合により、会議規則第98条の規定により議長の辞職願を提出いたしました。

会議規則第22条の規定により議事日程を変更し、日程の追加をしたいと思います。

ここで議長辞職の件並びに議長の選挙により、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長と議長席を交代いたします。

副議長若泉昌寿君、議長席にご着席願います。

○議長（岩佐康三君） 暫時休憩をいたします。

午前10時40分休憩

---

午前10時42分開議

○副議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議長の辞職願が提出されたため、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

諸般の報告のとおり、岩佐康三議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の件を会議規則第22条の規定により議事日程を変更して日程を追加し、追加日程第1として日程の順次を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○副議長（若泉昌寿君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岩佐康三君の退場を求めます。

〔議長岩佐康三君退場〕

○副議長（若泉昌寿君） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長木村克美君。

〔議会事務局長木村克美君登壇〕

○議会事務局長（木村克美君） それでは朗読いたします。

平成21年6月5日

利根町議会副議長 若泉昌寿殿

利根町議会議長 岩佐康三

辞職願

このたび一身上の都合により議長職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（若泉昌寿君） お諮りいたします。

岩佐康三君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、岩佐康三君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

岩佐康三君の除斥は解除されましたので、入場を求めます。

〔14番岩佐康三君入場〕

○副議長（若泉昌寿君） ここで、前議長の岩佐康三君から発言を求められておりますので、これを許します。

14番岩佐康三君。

○14番（岩佐康三君） 議長にさせていただいて丸2年過ぎました。その間、私は今の現町長が進める龍ヶ崎市との合併を模索して、何が何でも実現したいという気持ちで議長にさせていただいて、一生懸命龍ヶ崎市長及び議長等々に交渉をしてきましたけれども、新法による、余りいい結果は得られないという話もありまして、どうもお互いに財政健全化の道を模索して、しっかり財政を立て直してからもう一度考えようということに話が落ち着いているようでございます。

市長いわく、牛久市、龍ヶ崎市、利根町という合併パターンは変えないということですから、まだ可能性は残っているのかなと思っております。

新しい議長になられる方、引き続いて龍ヶ崎市との合併、そのほかの方法等もいろいろ考慮されてしっかり作り上げていただきたいと思います。

ただ一つ、私心残りなのは、県の町村議長会の会長ということで、1年間させていただきました。その間、見習いという形でしょうか、いろいろな会合に出させていただいて、これから1年間いろいろな面で県の方の議長とか、やらなければならないそういう立場になっておりましたけれども、もう一つ、その中に県の都市計画審議委員会というのがありまして、これも一応メンバーにさせていただいております。これは、利根町はこれから提出しようとする栄橋から北方までの千葉竜ヶ崎線でしょうか、県道沿い50メートル間隔を、利根中の跡地もひっくるめて土地利用の方法を少し変更して、大型商業施設等どんどん入

ってくるような形で、県の方も変えていただかなくてはいけませんので、そこで何らかの形で私はお役に立ちたいなと思っておりましたがけれども、ちょっと志半ばで断念せざるを得なくなりました。それだけちょっと心残りでございます。

しかし、これから先も新しい議長、副議長を中心にして利根町議会がますます発展していただきますように、ぜひお願いをいたしまして、辞任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（若泉昌寿君） 発言が終わりました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に加え、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

---

○副議長（若泉昌寿君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推薦の二つの方法があります。いずれの方法がよいか、お伺いいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○副議長（若泉昌寿君） 投票との発言がありましたので、選挙の方法は投票で行うことにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（若泉昌寿君） ただいまの出席議員数は14名でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番五十嵐辰雄君、11番会田瑞穂君、12番飯田 勲君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔書記投票用紙を配付〕

○副議長（若泉昌寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（若泉昌寿君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔書記投票箱を改む〕

○副議長（若泉昌寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（木村克美君） それでは議席順に従いまして点呼いたします。

〔木村事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1	番	能	登	百合子	議員
2	番	高	木	博文	議員
3	番	西	村	重之	議員
4	番	白	旗	修	議員
5	番	守	谷	貞明	議員
6	番	高	橋	一男	議員
7	番	中	野	敬江司	議員
8	番	佐	々木	喜章	議員
9	番	今	井	利和	議員
10	番	五十	嵐	辰雄	議員
11	番	会	田	瑞穂	議員
12	番	飯	田	勲	議員
13	番	若	泉	昌寿	議員
14	番	岩	佐	康三	議員

○副議長（若泉昌寿君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（若泉昌寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

五十嵐辰雄君、会田瑞穂君、飯田勲君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔五十嵐辰雄君、会田瑞穂君、飯田勲君立ち会いの上開票〕

○副議長（若泉昌寿君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

今井利和君 6票

若泉昌寿君 8票

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、若泉が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（若泉昌寿君） ただいま議長に当選しましたので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選のごあいさつをいたします。

〔議長若泉昌寿君登壇〕

○議長（若泉昌寿君） ただいま議長に当選させていただきました若泉昌寿でございます。残り議長の任期は約2年近くでございますが、利根町発展のため、町民の皆さんのために一生懸命議長職をやっていきたくと思いますので、皆さん、これからもご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（若泉昌寿君） これで地方自治法第106条第1項の規定による議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

---

午前11時16分開議

○議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

私こと副議長が議長になりましたので、副議長の職は議会の許可を要せずに自動的に失効いたしましたので、副議長が欠けております。

お諮りいたします。

副議長の選挙を、会議規則第22条の規定により日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

---

○議長（若泉昌寿君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、お伺いいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 投票との発言がありましたので、選挙の方法は、投票で行うことにいたします。



議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（若泉昌寿君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番能登百合子君、2番高木博文君、3番西村重之君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔書記投票用紙を配付〕

○議長（若泉昌寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔書記投票箱を改む〕

○議長（若泉昌寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（木村克美君） それでは、議席順に従いまして点呼をいたします。

〔木村事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1	番	能	登	百合子	議員
2	番	高	木	博文	議員
3	番	西	村	重之	議員
4	番	白	旗	修	議員
5	番	守	谷	貞明	議員
6	番	高	橋	一男	議員
7	番	中	野	敬江司	議員
8	番	佐	々	木喜章	議員
9	番	今	井	利和	議員
10	番	五十	嵐	辰雄	議員
11	番	会	田	瑞穂	議員
12	番	飯	田	勲	議員
13	番	若	泉	昌寿	議員
14	番	岩	佐	康三	議員

○議長（若泉昌寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

能登百合子君、高木博文君、西村重之君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔能登百合子君、高木博文君、西村重之君立ち会いの上開票〕

○議長（若泉昌寿君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

高木博文君 7票

西村重之君 6票

今井利和君 1票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、高木博文君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（若泉昌寿君） ただいま副議長に当選された高木博文君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選された副議長のあいさつをお願いいたします。

副議長高木博文君。

〔副議長高木博文君登壇〕

○副議長（高木博文君） ただいま副議長に選出されました高木博文でございます。

ご承知のように、私は議員になってまだ2年余、1期目半ばの議員でございます。経験が浅い、そのことは重々承知しております。しかし、今、利根町が直面している少子高齢化の問題や、本当にこの利根町らしい自然環境を生かしながらどう発展させていくか、このことについて、議員としてそれなりに頑張ってきましたけれども、さらに今回副議長に選出されたということになりますと、新しい若泉議長のもとで一生懸命頑張りたいと思います。浅学非才の私に対し、先輩議員のさまざまなご協力、また行政当局のご協力を感謝し、就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（若泉昌寿君） 副議長のあいさつが終わりました。

暫時休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時40分開議

○議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

正副議長の決定により、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○議長（若泉昌寿君） 追加日程第4、議席の一部変更を議題といたします。

正副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

議会事務局長木村克美君。

○議会事務局長（木村克美君） それでは、変更後の議席番号並びに氏名を朗読いたします。

1	番	能	登	百合子	議員
2	番	西	村	重之	議員
3	番	白	旗	修	議員
4	番	守	谷	貞明	議員
5	番	高	橋	一男	議員
6	番	中	野	敬江司	議員
7	番	佐	々	木喜章	議員
8	番	今	井	利和	議員
9	番	五	十	嵐辰雄	議員
10	番	会	田	瑞穂	議員
11	番	飯	田	勲	議員
12	番	岩	佐	康三	議員
13	番	高	木	博文	議員
14	番	若	泉	昌寿	議員

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 事務局長朗読のとおり、新議席への移動をお願いいたします。

お諮りいたします。

正副議長の決定により、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○議長（若泉昌寿君） 追加日程第5、議会運営委員の選任を議題といたします。  
お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、議会申し合わせに基づき、委員会条例第6条第1項の規定により高橋一男君を指名いたします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました高橋一男君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11時45分休憩

---

午後 1時30分開議

○議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○議長（若泉昌寿君） 日程第3、報告第2号 平成20年度利根町一般会計継続費の繰越についてから、日程第5、報告第4号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてまで、3件の報告を求めます。

まず、報告第2号及び報告第3号について、企画財政課長秋山幸雄君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、報告第2号 平成20年度利根町一般会計継続費の繰越について、補足してご説明申し上げます。

この継続費の繰り越しにつきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告をするものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名が新公会計制度研究会報告書に基づき普通会計財務書類施策業務でございます。これは、平成20年度から21年度までの2カ年の継続事業でございます。総額110万3,000円のうち、平成20年度の予算額は63万9,000円でございます。支出済額は12万7,722円で残額の51万1,278円を通次繰り越しするものでございます。

これは、公会計制度に伴います財務書類等の作成の業務でございまして、資産台帳等の整理に時間を要したため繰り越しをするものでございます。

続きまして、報告第3号 平成20年度利根町一般会計繰越明許費について、補足してご説明を申し上げます。

こちらは地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告をするものでございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、事業名が定額給付金事業でございます。これは、定額給付金の支給について、国におきまして平成20年3月4日に財源法案が可決されたことから、準備の都合によりまして平成20年度内に支給が完了できないため、予算額2億8,695万2,000円のうち、2億8,599万2,466円を次年度に繰り越すものでございます。

2番目の款3民生費、項2児童福祉費、事業名が子育て応援特別手当交付金事業でございます。こちらにつきましても定額給付金事業と同様でございます。準備の都合によりまして平成20年度内に支給が完了できないことから、予算額766万5,000円のうち、763万2,936円を繰り越すものでございます。

3番目が款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が道路新設改良事業でございます。こちらにつきましましては、平成20年10月30日に景気対策事業として決定されたものでございまして、地域活性化生活対策臨時交付金事業で、町道1404号線の道路整備を行う事業でございます。国におきまして、ことしの3月4日に財源法案が可決されましたことから、年度内に事業が完了できないため繰り越しをするものでございます。

次が同じく款7土木費の項3河川費、事業名がスーパー堤防整備事業でございます。こちらにつきましましては、スーパー堤防整備のために土地家屋等の移転補償を行うものでございまして、事業が年度内に完了できないことから繰り越しをするものでございます。

次に、同じく款7土木費の項4都市計画費、農地の用途地域変更業務委託でございます。こちらにつきましましては、旧利根中学校跡地の幅広い活用を図るためのもので、県との協議中でございますので、事業が完了できないために翌年度に繰り越しをするものでございます。

続いて、同じく款7土木費の項4都市計画費、上曽根運動公園整備事業でございます。こちらにつきましましては、スーパー堤防整備事業に伴いまして、整備地内の区画や道路などの整備を行うもので、国との協議の関係で事業が完了できないために翌年度に繰り越しをするものでございます。

○議長（若泉昌寿君） 次に、報告第4号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

○都市建設課長（飯田 修君） それでは、報告第4号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告をするものでございます。

款1下水道費、項1下水道費で、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金でございます。これは、茨城県が行います利根浄化センター内の水処理施設工事等の負担金でございます。3月の補正予算でご承認をいただきました繰越明許費でございます。平成20年度

の総負担額ですけれども、485万7,000円でございます、このうち年度内に建設事業が完了できなかった分といたしまして、今回162万円を平成21年度に繰り越しをしたものでございます。

○議長（若泉昌寿君） 以上で、報告第2号から報告第4号までの報告が終わりました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第6、議案第37号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第9、議案第40号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第6、議案第37号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第9、議案第40号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

議案第37号及び議案第38号について、総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

○総務課長（福田 茂君） それでは、議案第37号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

このたびの改正は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正により、国家公務員の1日の勤務時間が改正されたことに伴い、国に準じて職員の勤務時間等の規定を改めるとともに、株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴い、引用する字句を改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

第2条第1項は、職員の1週間の勤務時間の規定でございますが、現行では1週間当たり「40時間」とあるものを、改正案では「38時間45分」とするものでございます。

次に、第3項は再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間の規定でございますが、現行では1週間当たり「16時間から32時間」とあるものを、改正案では「15時間30分から31時間」とするものでございます。

次に、第3条は職員の週休日及び勤務時間の割り振りについての規定でございます、現行では1日につき「8時間」の勤務時間を割り振るとあるものを、改正案では15分短縮しまして「7時間45分」とするものでございます。

次のただし書きの育児短時間勤務職員、並びに次のページの再任用短時間勤務職員の勤務時間を定める範囲につきましても、現行では「8時間」とあるものを、改正案では「7時間45分」に改めるものでございます。

次に、第6条は職員の休憩時間についての規定でございますが、現行の本文中で1日の勤務時間が6時間を超え「8時間」以下の場合とあるものを、改正案では6時間を超え「7時間45分」以下と改めるものでございます。

次に、第12条は、職員の年次休暇についての規定でございますが、現行の本文中の下線部分の「公庫の予算及び云々」とございますが、それを改正案では「沖縄振興開発金融公庫」とするもので、これは先ほども申し上げましたが、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴いまして、引用する字句を改めるものでございます。

また、附則で、この条例は、平成21年9月1日から施行すると規定するものでございます。

次に、議案第38号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明をいたします。

今回の改正は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正、並びに一般職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員の時間外勤務手当の計算方法が改定されたことに伴い、国に準じて短時間勤務職員の時間外勤務手当の計算方法の規定を改めるとともに、管理職手当等に関する規定の字句を改め整理したいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

第10条は、管理職手当についての規定でございますが、現行の第2項の本分中、職を占める職員とあるものの後に、改正案では「（以下「管理職員」という。）」を加えるものでございます。

次に、第14条は再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の規定でございますが、現行の第2項本文中「8時間」とあるものを、改正案では「7時間45分」に改めるものでございます。

次のページの方をお開き願います。

第18条の2は管理職員特別勤務手当の規定でございますが、現行の第1項の下線部分の「第10条第1項の云々」とございますが、それを改正案では「管理職員」と改めるものでございます。

次に、現行の第2項、「管理職員特別勤務手当の額」とあるものを、改正案では「管理職員特別勤務手当の額は」に改め、次の行の「特定管理職員にあっては」とあるものを、改正案では削除をするものでございます。

第19条は特定の職員についての適用除外についての規定でございますが、現行の本部中「第10条第1項に規定する職にある職員」とあるものを、改正案では「管理職員」に改めるものでございます。

また、附則で「この条例は平成21年9月1日から施行する」と規定するものでございます。

以上で説明の方を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 次に、議案第39号について、補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸雄君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第39号 利根町企業立地促進条例について、補足してご説明申し上げます。

この条例は、本町への企業立地を促進し、産業の振興と雇用の創出を図り、もって町勢の発展に寄与することを目的に、町独自の奨励措置を講じるため制定するものでございます。

第1条でございますが、目的でございますして、本町への企業立地を促進するため、町独自の必要な奨励措置を講じることにより、産業の振興と雇用の場の創出を図って町の発展に寄与することを定めたものでございます。

第2条は定義で、この条例において用語の意義について定めたもので、第1号は立地を定めたもので、事業者が対象施設を新設などして操業を開始することでございます。

第2号は事業者を定めたもので、対象施設を新設などして事業を営む者としております。また、集団で営む場合には、規則で定めることを規定しております。

第3号は対象施設を定めるもので、町内の事務所または事業所で、その対象になる業種は規則で定めることとしております。

第4号は新設を定めたもので、町内に事業所などを有しない者が事業所などを設置し、または、町内に事業所などを有するものが異なる業種の事業所などを設置することとしたものでございます。

第5号は増設を定めたもので、既に事業所などを有する者が事業拡大のため同一業種の事業所などを設置することとしたものでございます。

第6号は移転を定めたもので、町内の既存事業所の全部が町内に移転することとしたものでございます。

第7号は投下固定資産額を定めたもので、対象施設の新設などの費用のうち、地方税法に規定する土地などの取得の合計額としたものでございます。

第8号は常用雇用者で、雇用者を定めたもので、雇用保険法に規定される被保険者としたものでございます。

第9号は新規雇用者を定めたもの、操業開始日の前後6カ月以内に雇用した者、労働基準法第21条に規定されるものを除くもので、町内に住所を有する者としたものでございます。

第10号は障害者を定めたもので、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の定めにより、それぞれの手帳の交付を受けている者としたものでございます。



第3条は奨励措置で、この条例の適用を受ける事業者に対する奨励措置の種類を規定してございます。

第4条は企業立地奨励措置で、第1項で、企業立地奨励事業者に対し、立地奨励金を交付することを規定しております。

第2項は、交付する立地奨励金の額は、課税対象となる資産の固定資産税と都市計画税に相当する合計額を限度額としたものでございます。

第3項は、立地奨励金の交付対象期間を規制したものでございます。

第4項は、立地奨励金は当該年度の町税等をすべて納めた後に交付することとしたものでございます。

第5項は、町税等を納めない場合には、立地奨励金を交付しないとしたものでございます。

第6項は、立地奨励事業者は、一度立地奨励金を受けたとき新たに受けられないとしたものでございます。

第5条は企業立地奨励事業者の要件を規定したもので、操業開始日において、第1号から第5号までのすべてに該当していることを要件としたものでございます。

第6条は企業立地奨励事業者となるための手続を規定したもので、規則で定める手続により指定を受けることとしたものでございます。

第7条は、企業立地奨励事業者が第1号から第3号までのいずれかの要件に該当したときの取り消し等が生じたときに、既に交付した立地奨励金がある場合の返還を規定したものでございます。

第8条は雇用促進奨励措置で、第1項は雇用促進奨励事業者に対し、雇用奨励金を交付することを規定したものでございます。

第2項は、雇用奨励金を交付する新規雇用者の要件と、1人当たりの交付金額を規定してございます。

第3項は、各年度において交付する雇用奨励金の総額を定めたものでございます。

第4項は、雇用奨励金の交付対象期間を規定し、また、交付方法は規則で定めるとしたものでございます。

第5項は、町税等を納めない場合に、雇用奨励金は交付しないこととしたものでございます。

第6項は、雇用促進奨励事業者は、一度雇用奨励金を受けた場合、新たに受けられないとしたものでございます。

第9条は雇用促進奨励事業者の要件を規定したもので、雇用奨励金基準日において、第1号から第4号までのすべてに該当していることを要件としたものでございます。

第10条は雇用促進奨励事業者となるための手続を規定したもので、規則で定める手続により指定を受けることとしたものでございます。

第11条は、雇用促進奨励事業者が第1号から第2号の要件に該当したときの取り消し等と、取り消し等が生じたときに既に交付した雇用奨励金がある場合の返還を規定したものでございます。

第12条は地位の承継で、事業者が指定または交付決定を受けた時点と比較して申請内容に変更がない場合に、地位の承継ができることとしたものでございます。また、その際の届け出の義務を規定したものでございます。

第13条は報告及び立入検査を規定したもので、必要な場合に、事業者には操業状況などについて報告させ、また、操業状況などについて、職員をして検査等をさせることができることなどを規定してございます。

第14条は委任の規定で、条例に定めがない場合は規則で定めるとしたものでございます。附則としまして、1、施行期日は公布の日からとしたものでございます。

2としまして、この条例の効力は平成26年3月31日までとしたものでございます。

3といたしまして、失効後の経過措置を規定したもので、この条例の効力がなくなる前に適用を受けたものにつきましては、効力がなくなった後においても、この条例の適用を受けることを規定したものでございます。

○議長（若泉昌寿君） 次に、議案第40号について、補足説明を求めます。

町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

○町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第40号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、茨城県の医療福祉対策実施要領の改正に伴い、利根町医療福祉費支給に関する条例において、引用する規定に変更が生じたため、これを改めたいため提案するものであります。

それでは、お手元に配付いたしました新旧対照表において説明いたします。

第2条は定義を定めたものでありまして、第1号中「妊娠の届出のあった日の属する月の初日から」を「妊娠の届出があった者のうち、当該届出のあった日から」に改めるものでありまして、支給期間が妊娠の届け出の初日だったものを、改正では医療機関で対象疾患と診断された日に見直されたものであります。

今回の茨城県の改正におきまして、妊産婦の医療福祉制度が見直しされ、支給対象者が妊産婦特有の疾患に限定されたことにより、交付申請の方法及び支給開始期間が変更になったものであります。

また、今まで助成対象となっておりましたその他の疾患につきましては、妊産婦さんに影響がないよう、町の単独事業として引き続き助成を行うものであります。

続きまして、附則でございますが、第1項は施行期日でありまして、この条例は平成21年7月1日から施行するものであります。

また、第2項は経過措置でありまして、この条例の施行前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例によるものであります。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第37号から議案第40号までの4件について、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月11日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（若泉昌寿君） 日程第10、議案第41号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第1号）から日程第14、議案第45号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第10、議案第41号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第1号）から日程第14、議案第45号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第41号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第41号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第1号）について補足してご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございます。

款14県支出金、目1総務費県補助金で983万1,000円を増額するものでございます。この内訳は、節2で緊急雇用創出事業費交付金で200万円、節3でふるさと雇用再生特別基金事業補助金で783万1,000円を計上するものでございます。これは、現在の雇用情勢が下降局面である中で、地域の求職者等の雇用について、雇用機会を創出する事業に対して補助されるものでございます。

次に、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で563万7,000円を増額するものでございます。今回の補正予算の財源調整のために繰り入れをするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、目1一般管理費で30万7,000円を増額するものでございます。これは7月

から日直業務につきまして、防犯及び業務の実施の強化を図るため、現在の1人体制から2人体制で勤務をするため、当初予算との差額を計上したものでございます。

次に、目6企画費は223万円を増額するものでございます。節11の需用費で63万円の増額につきましては、企業誘致のための町有地等の紹介用のパンフレット作成の費用を計上したものでございます。

節15工事請負費の160万円の計上は、ニュータウン東バス停付近に、現在バスが路上に駐車をして時間調整をしてございます。その関係で、バスの退避所を付近の町有地に設置をいたしまして、バスが路上に駐車しないようなことを図りまして、交通安全等の観点から退避所を設置したいということで160万円を計上したものでございます。

続きまして、款3民生費、目10保健福祉センター費で55万円を増額するものでございます。これは、フリフリグッパ運動の指導者養成のための委託料を計上したもので、先ほど歳入でご説明申し上げました、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用した雇用対策事業として実施するものでございます。

続いて、款4衛生費、目2予防費で100万円を増額するものでございます。こちらは、認知症予防対策事業、利根プロジェクトの参加者約900名のうち、送迎が必要な方のための運転手賃金、事業に必要な経費等を計上したものでございます。こちらにつきましては、緊急雇用創出事業費交付金を活用した雇用対策事業として行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5農林水産業費、目3農業振興費で728万1,000円を増額するものでございます。これは、利根町の物産の販売などを行うためのアンテナショップの運営のための委託経費を計上したものでございます。こちらにつきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用した雇用対策事業として行うものでございます。

款6商工費、目2商工振興費で160万円を増額するものでございます。こちらは商工会で発行されております商品券にプレミアムを付加しまして、個人消費等の拡大を図る事業の経費を計上したもので、緊急雇用創出事業費交付金を活用した雇用対策事業として行うものでございます。

款7土木費、目3下水道費で250万円を増額するものでございます。こちらは公共下水道事業特別会計繰出金で、下水道管等の調査を行うための経費として特別会計に繰り出しをするものでございます。

○議長（若泉昌寿君） 次に、議案第42号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

○町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第42号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足してご説明申し上げます。

4ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正は施設勘定でありまして、国保診療所の医療体制の充実を図るため、7月よ

り土曜日の半日を診察を実施したいため補正するものであります。

初めに、歳入でございます。

款4繰入金、目1財政調整基金繰入金で152万1,000円の増額をするものであります。今回の補正財源として基金を取り崩して充当するものであります。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費、目1一般管理費、同じく152万1,000円を増額するものであります。節7の賃金につきましては、土曜日の午前中の診察を実施するための看護師の賃金、並びに臨時医師が現在いらっしゃいますけれども、診察日であります火曜と水曜と木曜日の午後に看護師の配置をするための賃金を増額するものであります。

続きまして、節13の国保診療所の医療事務業務委託であります。土曜日の診察時の窓口事務委託をするものでありまして、医療事務業務委託料の入札によりまして契約差金が生じているため、この業務に追加するための必要な財源の差額を補正して7万3,000円を増額するものであります。

○議長（若泉昌寿君） 次に、議案第43号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

○都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第43号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

初めに、歳出から説明をさせていただきたいと思っております。

款1下水道費、目2の公共下水道維持管理費におきまして250万円の増額補正でございます。これは、節13の委託料で下水道管路施設調査委託といたしまして、町道103号線羽根野台団地から早尾台団地を通っておりますメイン道路ですけれども、この早尾台団地内の地下埋設物であります雨水管668メートルと汚水管720メートル、これが30年以上経過してございまして、過去に汚水管におきましては詰まりなども確認しておるところでございます。そのことから、今後の下水道改修計画、また道路の改修計画の資料とするために、今回、現況調査を実施するものでございます。

歳入につきましては、今回歳出で生じます増額分250万円を、先ほど財政課長の方から説明がありましたけれども、一般会計から繰り入れをしていただくものでございます。

○議長（若泉昌寿君） 次に、議案第44号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

○町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第44号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、後期高齢者の保険料の過年度還付が生じたため還付するものであります。

初めに、歳入でございます。

款5の諸収入、目1保険料還付金で50万円を増額するものであります。これは、広域連合からの保険料の還付金を繰り入れるものであります。

続きまして、歳出でございます。

款3諸支出金、目1保険料還付金としまして同じく50万円を増額するものであります。これは、特別徴収者の死亡等によりまして年金から徴収されました介護保険料を、社会保険庁等に還付するための還付金であります。

○議長（若泉昌寿君） 次に、議案第45号について、水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

○水道課長（飯塚正夫君） それでは、議案第45号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

2ページをお開きください。

総係費の59万9,000円を増額であります。今年度の10月を目標にいたしまして、サービス向上の一環といたしまして、上下水道の料金徴収の一本化を行う予定で作業を行っております。その作業の中で、同じ家の中で上水道と下水道の使用者の名義や口座または操作機の違いなどがありまして、それを統一するための作業が、当初の予定より多くなってしましまして、その資料等通知の作成などの作業委託をするための増額でございます。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第1号）から議案第45号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）までの5件については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月11日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（若泉昌寿君） 日程第15、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日6月6日から6月7日までの2日間は、議案調査のため休会にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、あす6月6日から6月7日までの2日間は議案調査のための休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（若泉昌寿君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回6月8日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後2時14分散会